



今度の日曜日は秋田市長選挙です。

投票日

6月19日(日)

時間

午前7時～午後8時

河辺・雄和は午後7時まで

開票は、投票日の午後9時15分から市立体育館で行います。

投票所入場券について

有権者のみなさんには、すでに投票所入場券を郵送しています。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行できますので受付でお話ください。

また、点字投票や、選挙事務従事者を代理記載人として候補者名を書いてもらう投票もできます。

期日前投票(不在者投票)

「期日前投票」は18日(土)が最終日です。投票する際は、「宣誓書」に記入していただきますが、投票所入場券の裏面に「宣誓書」を印刷してありますので、あらかじめ記入してお持ちいただくと、受け付けが簡単に済みます。

期日前投票の投票所が増えました！

「期日前投票」の投票所が8か所に増えました。都合の良い投票所で投票をお済ませください。

期日前投票所	投票時間
市役所分館(4階) 土崎支所 新屋支所 河辺市民センター 雄和市民センター	午前8時30分 ▶午後8時
秋田駅西口2階 ばぼろーど	午前9時 ▶午後8時
岩見三内連絡所 大正寺連絡所	午前8時30分 ▶午後5時

投票所が変わります

今回の秋田市長選から、これまで「添川公民館」で投票していたかたの投票所が「添川地域交流センター」に変わります。投票所は投票所入場券でお確かめください。



秋田市選挙管理委員会事務局tel(866)2260
<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>



大事な個人情報をしっかり守る

7月1日から施行 秋田市個人情報保護条例

最近、氏名や住所、生年月日などの個人情報が漏れ、自分の知らないところで利用されたというニュースを耳にします。

大事な個人情報を守るため、国では4月から「個人情報保護法」を施行しました。

これを受けて、秋田も、市が保有する個人情報を適正に取り扱うためのルールとなる「秋田市個人情報保護条例」を7月1日から施行します。

必要最小限の情報を収集



各種申請や届け出などにより、市が個人情報を収集する場合は、利用目的を明らかにして、必要最小限の情報を、原則本人から集めることにしています。

これらの情報は、常に最新の状態で保有し、外部に漏れないようにしっかり管理しています。そして、要らなくなった情報は、速やかに書類廃棄やデータ消去などの処理を行います。

また、個人情報を、目的の範囲を越えて、市役所内で利用したり、市役所外部へ提供したりすることは原則として行いませんのでご安心ください。

「秋田市個人情報保護条例」では、市民のみなさんが自分の情報の開示、訂正などを求める権利も定めています。詳しくは市民相談室へお問い合わせください。

問い合わせ

市民相談室tel(866)2272

国保税の納税通知書を 6月30日(木)に発送します。



平成17年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書は、6月30日(木)にお送りします。ただし、6月に40歳になるかた(昭和40年6月2日～7月1日生まれのかた)がいる世帯には、7月中旬ころにお送りします。

加入者のみなさんが安心してお医者さんにかかるよう、国保税は納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

医療費の7～9割を国保が負担

国民健康保険に加入しているかたが、病気やケガでお医者さんにかかったとき、医療費の7割()は国民健康保険が負担しています。この医療費(保険給付費)は、加入者のみなさんが納める国保税と国などの支出金でまかなわれています。

3歳未満のお子さんは医療費の8割、前期高齢者(70歳以上で、老人保健法医療受給者に該当しないかた)は医療費の8割または9割を国保が負担します。

問い合わせ 課税内容について...国保年金課賦課担当tel(866)2099
徴収猶予(納付期限を延ばす)、分割納付、減免など、納付について...国保年金課収納担当tel(866)2189

国保税の計算

		【医療分】	【介護分】
国保税	所得割額 税率	9.75%	1.27%
	均等割額 1人につき	25,260円	5,470円
	平等割額 1世帯につき	34,140円	4,560円

介護分は、被保険者のうち40歳以上65歳未満のかたが対象となります。

課税限度額は、年間で医療分が53万円、介護分が8万円。

所得割額の計算

$$\text{所得割額} = \left(\begin{array}{l} \text{給与所得} \\ + \\ \text{年金所得} \\ + \\ \text{事業所得等} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除} \\ 33 \\ \text{万円} \\ \text{額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{【医療分】} \\ 9.75\% \\ \text{【介護分】} \\ 1.27\% \end{array}$$

各所得については平成16年1月から12月までの所得金額が対象となります。

数種類の所得がある場合は、合計してから基礎控除額を差し引き、医療分は税率9.75%、介護分は税率1.27%をそれぞれ乗じて算出します。

国保から受けられる給付

国保に加入しているかたは、下記の医療給付などが受けられます。右記の窓口で手続きをしてください。

問い合わせ 国保年金課給付担当tel(866)2098

はり・きゅう・マッサージの費用を助成します

55歳以上のかたを対象に、利用1回につき800円の受療券を、申請により、年度内40枚まで交付します。

必要なもの 国保被保険者証

高額療養費を支給します

医療費が高額になり、自己負担額が一定額を超えたとき、申請により限度額を超えた分を高額療養費として支給します。**必要なもの** 国保被保険者証、医療費の領収書、世帯主名義の預金通帳

一時的に自分で支払わなければならない高額療養費分を無利子で融資する制度もあります。

出産育児一時金を支給します

国保の加入者が出産したとき、申請により一時金として30万円を支給します。



申請場所

国保年金課4番窓口、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ)、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所
高額療養費の融資は国保年金課、河辺・雄和市民センターだけで受け付けます。

葬祭費を支給します

国保の加入者が亡くなったとき、申請により、葬祭費を負担したかたに5万円を支給します。

療養費を支給します

はり・きゅう・マッサージ、コルセットの使用などを医師が認めたときは、申請により、治療費や治療用器具にかかった費用のうち、医療費の負担割合に応じた分を支給します。

必要なもの 国保被保険者証、医療費の領収書、診断書、世帯主名義の預金通帳



健康診査の一部が無料になります

市で行う基本健康診査、大腸がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診が無料になります。受診の際、国保被保険者証を忘れずにお持ちください。